

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>．基本的考え方</u></p> <p>- 2 監督指針策定の趣旨</p> <p>- 2 - 1 監督指針策定の趣旨</p> <p>我が国経済が持続的に発展するためには、間接金融に偏重している我が国の金融の流れが直接金融や市場型間接金融にシフトする、いわゆる「貯蓄から投資へ」の動きを加速することが重要な課題である。これは、主に以下の四つの効果を通じ、我が国金融システムの安定と内外の市場参加者にとって魅力ある市場の実現、企業の成長、及び経済発展に資すると考えられる。</p> <p>多数の市場参加者がその能力に応じてリスクを広く負担する構造へと変化することにより、強靱で高度なリスクシェアリング能力を有する金融システムを実現すること（間接金融にリスクが集中することによって生じる金融システムの脆弱性の回避）。</p> <p>リスクマネーの円滑な供給を実現し、企業のイノベーションを促進すること。</p> <p>貯蓄金融から投資金融への資金のシフトによる、経営者を監視する厚みのある市場の実現により、資本の効率性を高め、我が国企業の収益性の向上を図ること。</p> <p>少子高齢社会において、投資者に多様な運用手段を提供することで、多彩で豊かな社会を実現すること。</p> <p>こうした流れを実現するためには、仲介者たる金融商品取引業者等が国民からの信頼を得ることに加え、金融行政として、適切な制度設計と併せて、金融商品取引業者等が投資者保護や適切なリスク管理などを意識したガバナンスを強化するよう適切に動機付けていくことが必要となる。</p> <p>我が国における金融・資本市場の改革を振り返ると、フリー・フェア・グローバルを掲げた平成10年の金融システム改革以降、証券会社の参入容易化や業務の自由化、証券業の担い手の多様化などの、証券市場の活性化のための諸施策が講じられた。その成果は、金融商品や販売チャネルの多</p>	<p><u>．基本的考え方</u></p> <p>- 2 監督指針策定の趣旨</p> <p>- 2 - 1 監督指針策定の趣旨</p> <p>我が国経済が持続的に発展するためには、間接金融に偏重している我が国の金融の流れが直接金融や市場型間接金融にシフトする、いわゆる「貯蓄から投資へ」の動きを加速することが重要な課題である。これは、主に以下の四つの効果を通じ、我が国金融システムの安定と内外の市場参加者にとって魅力ある市場の実現、企業の成長、及び経済発展に資すると考えられる。</p> <p>多数の市場参加者がその能力に応じてリスクを広く負担する構造へと変化することにより、強靱で高度なリスクシェアリング能力を有する金融システムを実現すること（間接金融にリスクが集中することによって生じる金融システムの脆弱性の回避）。</p> <p>リスクマネーの円滑な供給を実現し、企業のイノベーションを促進すること。</p> <p>貯蓄金融から投資金融への資金のシフトによる、経営者を監視する厚みのある市場の実現により、資本の効率性を高め、我が国企業の収益性の向上を図ること。</p> <p>少子高齢社会において、投資者に多様な運用手段を提供することで、多彩で豊かな社会を実現すること。</p> <p>こうした流れを実現するためには、仲介者たる金融商品取引業者等が国民からの信頼を得ることに加え、金融行政として、適切な制度設計と併せて、金融商品取引業者等が投資者保護や適切なリスク管理などを意識したガバナンスを強化するよう適切に動機付けていくことが必要となる。</p> <p>我が国における金融・資本市場の改革を振り返ると、フリー・フェア・グローバルを掲げた平成10年の金融システム改革以降、証券会社の参入容易化や業務の自由化、証券業の担い手の多様化などの、証券市場の活性化のための諸施策が講じられた。その成果は、金融商品や販売チャネルの多</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>様化などのかたちで現れ始め、証券業等を巡る環境の変化や金融・資本市場の国際化が進展した。</p> <p>そうした中であっても、利用者保護、利用者利便の向上と、我が国市場の信頼性確保は、依然として大きな課題であった。例えば、これまで規制対象となっていない金融商品についての詐欺的な販売等により、一般顧客に被害が生じるような事例に対しては、金融先物取引法改正による外国為替証拠金取引への規制の導入（平成17年7月施行）など、個別に投資者保護策を拡充する形で制度的な手当てを行ってきた。</p> <p>このような中、証券取引法の金融商品取引法への改組（平成19年9月30日施行）は、これまでの改革の成果を更に進める観点から金融イノベーションを促進するとともに、横断的かつ包括的な投資者保護ルールの整備等により、適切な利用者保護を図っていくためのものである。</p> <p>今後は、こうした横断的法制の下で、これまでの改革の成果を活かしつつ、「貯蓄から投資へ」の流れを更に加速させていくため、多様化している金融商品取引業者等に対し、監督上の対応を的確に行うことが求められている。（以下略）</p>	<p>様化などのかたちで現れ始め、証券業等を巡る環境の変化や金融・資本市場の国際化が進展した。</p> <p>そうした中であっても、利用者保護、利用者利便の向上と、我が国市場の信頼性確保は、依然として大きな課題であった。例えば、これまで規制対象となっていない金融商品についての詐欺的な販売等により、一般顧客に被害が生じるような事例に対しては、金融先物取引法改正による外国為替証拠金取引への規制の導入（平成17年7月施行）など、個別に投資者保護策を拡充する形で制度的な手当てを行ってきた。</p> <p>このような中、証券取引法の金商法への改組（平成19年9月30日施行）は、これまでの改革の成果を更に進める観点から金融イノベーションを促進するとともに、横断的かつ包括的な投資者保護ルールの整備等により、適切な利用者保護を図っていくためのものである。</p> <p>今後は、こうした横断的法制の下で、これまでの改革の成果を活かしつつ、「貯蓄から投資へ」の流れを更に加速させていくため、多様化している金融商品取引業者等に対し、監督上の対応を的確に行うことが求められている。（以下略）</p>
<p><u>・金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <p>- 1 一般的な事務処理等</p> <p>- 1 - 1 一般的な監督事務</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(6) <u>類似商号使用者等の実態把握等</u></p> <p>投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、<u>金融商品取引業者</u></p>	<p><u>・金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</u></p> <p>- 1 一般的な事務処理等</p> <p>- 1 - 1 一般的な監督事務</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(6) <u>無登録業者等及び類似商号使用者の実態把握等</u></p> <p>投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、<u>無登録・無届け</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>と誤認されるおそれのある商号又は名称を使用している者等を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。</u></p> <p>特に、投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>金融商品取引業等を行っている者及び金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号又は名称を使用している者を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。</u></p> <p>特に、投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。</p> <p>(7) <u>無登録業者等に係る対応について</u></p> <p><u>無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</u></p> <p><u>なお、無届けで適格機関投資家等特例業務等を行なっている者についても、これに準じた対応をすることとする。</u></p> <p><u>苦情等の受付</u></p> <p><u>投資者等から無登録で金融商品取引業を行っている者に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容(業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等)を聴取した上、次により対応する。</u></p> <p><u>イ 他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する(その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする)。</u></p> <p><u>ロ 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。</u></p> <p><u>ハ 情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないように留意する。</u></p> <p><u>ニ 無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう慫慂する。</u></p> <p><u>ホ 「管理台帳(監督指針別紙 - 6)」を作成し、投資者からの苦情・</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。</u></p> <p><u>無登録で業を行っていることが判明した場合</u></p> <p><u>直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で業を行っていることが判明した場合には、次により対応する（捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く）。</u></p> <p><u>イ 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。</u></p> <p><u>ロ 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに取り止めるよう監督指針別紙 - 4 及び - 5 により文書による警告を行う。</u></p> <p><u>無登録で業を行っているとは断定するまでには至らない場合</u></p> <p><u>実態把握の結果、当該業者が無登録で業を行っているとは判断するまでには至らない場合であっても、行っているおそれがあると判断される場合には、監督指針別紙 - 5 により文書による警告を行う（捜査当局による捜査に支障が出る場合は除く）。</u></p> <p><u>警告を発したにもかかわらず是正しない場合</u></p> <p><u>監督指針別紙 - 4 による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</u></p> <p><u>金融庁への報告</u></p> <p><u>「警告」、「告発」の措置をとった場合は、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(7) 類似商号使用者等に対する警告等</p> <p>明らかに類似商号に該当すると認められる者(例えば、「証券」、「第種金融商品取引業者」、「投資法人」等)については、別紙様式 - 1 により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。</p> <p>金融商品取引業者と紛らわしい商号(注)を使用している者については、別紙様式 - 2 により文書で警告を行うとともに、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により業務内容を調査するものとする。</p> <p>調査の結果、当該業者の業務が金融商品取引業者とは明らかに異なる場合を除き、別紙様式 - 3 により再度文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。</p> <p><u>また、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っていることが判明した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに取り止めるようあわせて文書で警告を行うとともに捜査当局に連絡する。</u></p> <p>類似商号を使用していない場合であっても、投資者からの苦情や通報等を受けて調査した結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っていることが判明した場合には、別紙様式 - 4 により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換を行うものとする。</p> <p>— 別紙様式 - 1、別紙様式 - 3 及び別紙様式 - 4 による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>— <u>投資者からの苦情や通報等を受けて調査した結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っている</u>と断定するまでには至らない場合で</p>	<p>(8) 類似商号使用者に係る対応について</p> <p>明らかに類似商号に該当すると認められる者(例えば、「証券」、「第種金融商品取引業者」、「投資法人」等)については、別紙様式 - 1 により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。</p> <p>金融商品取引業者と紛らわしい商号(注)を使用している者については、別紙様式 - 2 により文書で警告を行うとともに、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により業務内容を調査するものとする。</p> <p>調査の結果、当該業者の業務が金融商品取引業者とは明らかに異なる場合を除き、別紙様式 - 3 により再度文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>— 別紙様式 - 1 及び別紙様式 - 3 による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し<u>必要に応じ</u>告発を行うものとする。</p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新																								
<p><u>あっても、行っているおそれがあるものと判断される場合には、必要に応じて、別紙様式 - 5 による文書での照会、電話や面談等により業務の状況を直接確認し、さらに、捜査当局への連絡及び情報交換を行うものとする。</u></p> <p>__ 財務局長は、上記 から__までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。</p> <p>__ 財務局長は、類似商号使用者等については、管理台帳（別紙様式 - 6）を作成し、当該業者に対する投資者等からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。</p> <p>（注）「金融商品取引業者と紛らわしい商号例」</p> <p>金融商品取引業者で、金商法施行時に旧証券取引法第28条の登録を受けている者（みなし登録第一種業者）及び金商法施行後に有価証券関連業を行う者は、その商号中に「証券」という文字を使用することができる。商号中に「証券」という文字を用いるこれらの者（以下「特例証券会社等」という。）と紛らわしい商号に関しては、一般に「特例証券会社等と誤認されるおそれ」の有無により個別に検討するものとするが、使用例を掲げれば次のとおりである。</p> <p>(a) 「証券」という文字に他の文字を組み合わせているが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。</p> <p>〔例示〕</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>証券取引、</td> <td>証券売買、</td> <td>証券取次、</td> <td>証券投資、</td> </tr> <tr> <td>証券商事、</td> <td>証券短資、</td> <td>証券委託、</td> <td>証券媒介、</td> </tr> <tr> <td>証券代理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>ただし、「証券印刷」のように明らかに特例証券会社等</p>	証券取引、	証券売買、	証券取次、	証券投資、	証券商事、	証券短資、	証券委託、	証券媒介、	証券代理				<p>__ 財務局長は、上記 から__までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。</p> <p>__ 財務局長は、類似商号使用者等については、管理台帳（別紙様式 - 6）を作成し、当該業者に対する投資者等からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。</p> <p>（注）「金融商品取引業者と紛らわしい商号例」</p> <p>金融商品取引業者で、金商法施行時に旧証券取引法第28条の登録を受けている者（みなし登録第一種業者）及び金商法施行後に有価証券関連業を行う者は、その商号中に「証券」という文字を使用することができる。商号中に「証券」という文字を用いるこれらの者（以下「特例証券会社等」という。）と紛らわしい商号に関しては、一般に「特例証券会社等と誤認されるおそれ」の有無により個別に検討するものとするが、使用例を掲げれば次のとおりである。</p> <p>(a) 「証券」という文字に他の文字を組み合わせているが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。</p> <p>〔例示〕</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>証券取引、</td> <td>証券売買、</td> <td>証券取次、</td> <td>証券投資、</td> </tr> <tr> <td>証券商事、</td> <td>証券短資、</td> <td>証券委託、</td> <td>証券媒介、</td> </tr> <tr> <td>証券代理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>ただし、「証券印刷」のように明らかに特例証券会社等</p>	証券取引、	証券売買、	証券取次、	証券投資、	証券商事、	証券短資、	証券委託、	証券媒介、	証券代理			
証券取引、	証券売買、	証券取次、	証券投資、																						
証券商事、	証券短資、	証券委託、	証券媒介、																						
証券代理																									
証券取引、	証券売買、	証券取次、	証券投資、																						
証券商事、	証券短資、	証券委託、	証券媒介、																						
証券代理																									

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>と異なるものは除く。</p> <p>(b) 「証券」という文字は使用していないが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。</p> <p>〔例示〕</p> <p>株式委託、株式投資、株式取次、株式売買、株式取引、株式代理(債券でも同様)、金融商品取引</p> <p>- 5 行政処分を行う際の留意点</p> <p>- 5 - 2 金商法第51条から第52条の2第1項までの規定に基づく行政処分(業務改善命令、業務停止命令等)</p> <p>金融商品取引業者等からの報告又は証券取引等監視委員会からの勧告等の内容について、本監督指針に掲げた評価項目等に照らして総合的に検証した結果、公益又は投資者保護の観点から重大な問題が認められる場合、以下(1)から(3)に掲げる要素を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改善に向けた取組みを金融商品取引業者等の自主性に委ねることが適切かどうか、 ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、 ・ 業務を継続させることが適切かどうか、 <p>等の点について検討を行い、行政処分の内容を決定することとする。</p> <p><u>・ 監督上の評価項目と諸手続(共通編)</u></p>	<p>と異なるものは除く。</p> <p>(b) 「証券」という文字は使用していないが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。</p> <p>〔例示〕</p> <p>株式委託、株式投資、株式取次、株式売買、株式取引、株式代理(債券でも同様)、金融商品取引</p> <p>- 5 行政処分を行う際の留意点</p> <p>- 5 - 2 金商法第51条から第52条の2第1項までの規定に基づく行政処分(業務改善命令、業務停止命令等)</p> <p>金融商品取引業者等からの報告又は証券取引等監視委員会からの勧告等の内容について、本監督指針に掲げた評価項目等に照らして総合的に検証した結果、公益又は投資者保護の観点から重大な問題が認められる場合、以下(1)から(3)までに掲げる要素を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改善に向けた取組みを金融商品取引業者等の自主性に委ねることが適切かどうか、 ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、 ・ 業務を継続させることが適切かどうか、 <p>等の点について検討を行い、行政処分の内容を決定することとする。</p> <p><u>・ 監督上の評価項目と諸手続(共通編)</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 3 諸手続(共通編)</p> <p>- 3 - 1 登録</p> <p>(1) ~ (3)(略)</p> <p>(4) 登録申請書の添付書類 住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。 イ. 住所 ロ. 氏名 ハ. 生年月日 ニ. <u>本籍</u> (略)</p> <p>- 3 - 3 業務に関する帳簿書類関係 業務に関する帳簿書類(以下「帳簿書類」という(- 3 - 2 - 4、 - 3 - 3 - 4、 - 2 - 3 及びⅪ - 2 - 3 を除く。))は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>(1) 基本的留意事項 ~ (略) 金商業等府令第157条第1項第1号イ(4)に規定する書面(金商法第37条の4第1項に規定する契約締結時交付書面)の写しについては、</p>	<p>- 3 諸手続(共通編)</p> <p>- 3 - 1 登録</p> <p>(1) ~ (3)(略)</p> <p>(4) 登録申請書の添付書類 住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。 イ. 住所 ロ. 氏名 ハ. 生年月日 <u>(削除)</u> (略)</p> <p>- 3 - 3 業務に関する帳簿書類関係 業務に関する帳簿書類(以下「帳簿書類」という(- 3 - 2 - 4、 - 3 - 3 - 4、 - 2 - 3 及びⅪ - 2 - 3 を除く。))は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>(1) 基本的留意事項 ~ (略) 金商業等府令第157条第1項第1号イ(4)に規定する書面(金商法第37条の4第1項に規定する契約締結時等交付書面)の写しについて</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>当該書面と同時に機械的処理により作成されるものであって、当該書面の記載事項がすべて記載された他の帳簿書類をもってこれに代えることができる。</p> <p>～ (略)</p>	<p>は、当該書面と同時に機械的処理により作成されるものであって、当該書面の記載事項がすべて記載された他の帳簿書類をもってこれに代えることができる。</p> <p>～ (略)</p>
<p><u>・ 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p>	<p><u>・ 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p>
<p>- 1 経営管理（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p>	<p>- 1 経営管理（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p>
<p>(1) 主な着眼点</p> <p>金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（第一種金融商品取引業に限る。において同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</p> <p>金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。</p> <p>～ (略)</p> <p>金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 主な着眼点</p> <p>金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（第一種金融商品取引業に限る。において同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</p> <p>金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。</p> <p>～ (略)</p> <p>金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</p> <p>(略)</p>
<p>- 2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p>	<p>- 2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p>	<p>- 2 - 7 早期警戒制度</p> <p><u>金融商品取引業者の経営の健全性を確保していくための手法としては、金商法第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づく、「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融商品取引業者であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</u></p> <p><u>このため、金融商品取引業者が、以下に掲げる自己資本規制比率の変動、有価証券の価格変動等について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。</u></p> <p><u>(注) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々の基準に該当する金融商品取引業者に対しヒアリング等の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該金融商品取引業者の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</u></p> <p><u>また、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用するものとする。</u></p> <p>(1) 自己資本規制比率の変動</p> <p><u>自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。</u></p> <p>(2) 有価証券の価格変動</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 3 - 1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 1 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (4)(略)</p>	<p><u>金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。</u></p> <p>(3) <u>為替変動の影響等</u></p> <p><u>店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。</u></p> <p>(4) <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。</u></p> <p><u>また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p> <p>- 3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 3 - 1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 1 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (4)(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新設)	<p>(5) 証券化商品の販売に係る留意事項(証券化商品の追跡可能性(トレーサビリティ)の確保)</p> <p>証券化商品の中には、複雑な構造を有し、組成・販売の過程に複数の関係者が介在するものがあり、原資産の組成者から、証券化商品の組成者、販売者(場合によっては二次販売者)、投資家に至る一連の流れの中で、原資産の内容やリスクにつき適切な情報伝達となされない場合には、投資家におけるリスクの的確な把握が困難になるおそれがある。</p> <p>証券化商品の取引は、基本的にはプロ同士(証券会社等と適格機関投資家等)の取引と考えられるため、法令上の開示規制や業者の説明義務の対象にはならない可能性が高いものの、その販売に関しては、上記の視点も踏まえ、以下のような点に留意するものとする。</p> <p>なお、証券会社等が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。</p> <p>販売に先立ち、原資産の内容やリスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、分析を行っているか。</p> <p>販売の際に、格付けのみに依存することなく、原資産のリスク、格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。</p> <p>投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。</p> <p>市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たっては、情報利用者</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(5) 監督手法・対応 (略)</p> <p>- 3 - 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 3 - 1 法令等遵守態勢</p> <p>店頭デリバティブ取引業者(金商法第2条第8項4号に掲げる行為を業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。)が、店頭デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、店頭デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立する上で重要である。</p> <p>こうした店頭デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的には - 2 - 1 における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルール¹の遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>による意図的な特定の利用に資することを優先した恣意的な算定等がなされていないか。</u></p> <p>(6) 監督手法・対応 (略)</p> <p>- 3 - 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 3 - 1 法令等遵守態勢</p> <p>店頭デリバティブ取引業者(金商法第2条第8項4号に掲げる行為を業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。)が、店頭デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、店頭デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立する上で重要である。</p> <p>こうした店頭デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的には - 2 - 1 における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルール¹の遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p> <p>(1) 区分管理に係る留意事項</p> <p><u>店頭デリバティブ取引業者が店頭金融先物取引(金商業等府令第79条第2項第2号に掲げる取引)に係る金銭その他の保証金を管理するにあたり、業府令第143条第1項第3号に規定されるカバー取引相手方への預託を行っている場合、当該保証金のうちカバー取引に該当しない自己取引に係る保証金がある場合は、カバー取引に係る保証金と自己取引に係る保証金とを明確に区分して管理しているか。</u></p> <p><u>カバー取引相手方へ預託した保証金について、相場の変動等により</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 3 - 3 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項 取引時に表示した数値の提示等</p> <p>イ . 金商業等府令第 123 条第 21 号に関し、店頭金融先物取引(<u>金商業等府令第 79 条第 2 項第 2 号に掲げる取引</u>) について、店頭金融先物取引業者が顧客の取引時に表示した金融商品、金融指標又はオプションの価格を、当該価格の提示を要求した当該顧客に提示する場合には、各取引日ごとの始値、高値、安値及び終値の提示によること ができる。</p> <p>ロ . (略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>追加すべき保証金が発生した場合には、自己勘定において支払うこととし、顧客勘定として管理する他の顧客の保証金をこれに充てることのないよう管理しているか。</u></p> <p>- 3 - 3 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(3) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項 取引時に表示した数値の提示等</p> <p>イ . 金商業等府令第 123 条第 21 号に関し、店頭金融先物取引について、店頭金融先物取引業者が顧客の取引時に表示した金融商品、金融指標又はオプションの価格を、当該価格の提示を要求した当該顧客に提示する場合には、各取引日ごとの始値、高値、安値及び終値の提示によること ができる。</p> <p>ロ . (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>顧客及びカバー取引相手方との取引</u> 以下の点について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</p> <p>イ . カバー取引の発注方法</p> <p>ロ . カバー取引の執行基準</p> <p>ハ . カバー取引相手方との間でシステム障害が発生した場合の対応</p> <p><u>相場が急激に変動した場合の対応</u> 相場が急激に変動した場合の対応について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新設)	<p><u>自己勘定取引に係る社内管理態勢</u> <u>自己勘定による取引を行っているか否か、行っている場合のリスク管理態勢等について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</u></p>
(新設)	<p><u>区分管理の状況</u> <u>保証金をカバー取引相手方へ預託している場合には、金商業府令第94条第1項に規定するカバー取引相手方の情報に加え、カバー取引相手方での口座設定の状況及び保証金の管理の状況について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</u></p>
(4)～(7)(略)	(4)～(7)(略)
(新設)	<p>- 3 - 3 - 4 <u>店頭金融先物取引に係るリスク管理態勢</u> <u>顧客を相手方として取引を行う通貨に係る店頭金融先物取引については、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</u></p> <p>(1) <u>顧客及びカバー取引相手方との取引に係る留意事項</u> <u>顧客との取引後、カバー取引を行うまでの間に時間差が生じる可能性がある場合には、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。</u> <u>カバー取引を顧客との取引ごとにその都度行うのではなく、一定の時間ごと若しくは一定の金額ごとに行う又はディーラーの判断によって行うこととしている場合には、顧客との取引とカバー取引とに時間差が生じることに十分留意し、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>顧客からの指値注文又はロスカット注文について、情報ベンダー等 が示す相場の気配等から判断して注文を約定させその後カバー取引を 行う場合には、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢 を整備しているか。</u></p> <p><u>システムによるカバー取引に係るシステムリスクについては、基本 的には - 2 - 8 における態勢整備の留意点をもって対応することとす るが、カバー取引を行う際にカバー取引相手方との間でシステム障害 により、取引が行えない場合があることを勘案し、その間の相場の急 激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>カバー取引相手方との間の契約内容等を十分に把握し、トラブル発 生時の対応が迅速かつ適切になされるような態勢が整備されている か。</u></p> <p>(2) 相場が急激に変動した場合の取引に係る留意事項</p> <p><u>相場が急激に変動した場合に備え、自己勘定取引を停止する又はカバ ー取引相手方との取引ができない場合には顧客からの受注を行わない等 の具体的なリスク管理の方針を定め、そのための態勢を整備しているか。</u></p> <p>(3) 自己勘定取引に係る留意事項</p> <p><u>顧客取引に係るカバー取引以外に自己勘定による取引を行っている場 合には、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p><u>自己勘定取引を行う担当者のポジションリミット、ストップロスリ ミット(日次・月次)、オーバーナイトポジションのリミット等につい て社内規程を整備しているか。</u></p> <p><u>自己勘定取引を行う担当者の取引の発注に関し、誤発注を回避する ためのソフトリミット・ハードリミットを設けているか。</u></p> <p><u>担当者の行う取引における社内規程の遵守について、バックオフィ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 4 - 2 承認及び届出等</p> <p>- 4 - 2 - 1 認可</p> <p>私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>（略）</p> <p>当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ．内部管理</p> <p>当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p>	<p><u>スにおいて常時モニタリングする態勢となっているか。</u></p> <p>（4）監督手法・対応</p> <p><u>日常の監督事務を通じて把握された店頭金融先物取引業者のリスク管理態勢に関する課題及び対応状況については、ヒアリングや金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を通じて把握することとする。また、当該業者の状況が公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>- 4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 4 - 2 承認及び届出等</p> <p>- 4 - 2 - 1 認可</p> <p>私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>（略）</p> <p>当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ．内部管理</p> <p>当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>a . 当該業務を管理する責任者が有価証券関連業務の経験を原則として5年以上有する者であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっていると。</p> <p>b . ~ d . (略)</p> <p>ロ . ~ ニ . (略)</p> <p>~ (略)</p>	<p>a . 当該業務を管理する責任者が有価証券関連業務の経験を原則として5年以上有する者であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっていること。</p> <p>b . ~ d . (略)</p> <p>ロ . ~ ニ . (略)</p> <p>~ (略)</p>
<p><u>. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p>	<p><u>. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p>
<p>- 1 経営管理（第二種金融商品取引業）</p>	<p>- 1 経営管理（第二種金融商品取引業）</p>
<p>- 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p>	<p>- 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p>
<p>(1) 主な着眼点</p>	<p>(1) 主な着眼点</p>
<p>金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（第二種金融商品取引業に限る。において同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</p>	<p>金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（第二種金融商品取引業に限る。において同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</p>
<p>金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。</p>	<p>金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。</p>
<p>~ (略)</p>	<p>~ (略)</p>
<p>- 2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p>	<p>- 2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p>
<p>- 2 - 1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p>	<p>- 2 - 1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 2 - 1 - 1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (3)(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>- 2 - 1 - 1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (3)(略)</p> <p>(4) 証券化商品の販売に係る留意事項(証券化商品の追跡可能性(トレーサビリティ)の確保)</p> <p><u>みなし有価証券販売業者の中には、金商法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する信託受益権について第 28 条第 2 項第 2 号に規定する行為を業として行う者(以下「信託受益権販売業者」という。)があるが、これらの者が取り扱う証券化商品(信託受益権)についても、原資産の情報が投資者に適切に伝達されることが重要である。そのため、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>なお、信託受益権販売業者が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力することが望ましい。</u></p> <p><u>販売に先立ち、原資産の内容やリスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、分析を行っているか。</u></p> <p><u>販売の際に、格付けのみに依存することなく、原資産のリスク、格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(4) 監督手法・対応 (略)</p> <p>- 2 - 2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 委託証拠金その他の保証金の受領に係る書面交付に係る留意事項 <u>金商業等府令第 114 条第 1 項第 4 号に規定する「当該金融商品取引業者等が保証金を受領した日付」については、各社において顧客との間で約した取決めに基づき、入金された当日又は翌営業日等とすることができるものとする。</u></p> <p>(5) 監督手法・対応 (略)</p> <p>- 3 諸手続(第二種金融商品取引業)</p> <p>- 3 - 1 登録</p>	<p><u>し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たっては、情報利用者による意図的な特定の利用に資することを優先した恣意的な算定等がなされていないか。</u></p> <p>(5) 監督手法・対応 (略)</p> <p>- 2 - 2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 監督手法・対応 (略)</p> <p>- 3 諸手続(第二種金融商品取引業)</p> <p>- 3 - 1 登録</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(1) 体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号二に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるかと認められるか。</p> <p>イ.(略)</p> <p>ロ. 常務に従事する役員が、<u>金融商品取引法等</u>の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なとなるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。</p> <p>ハ. ~ ホ.(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号二に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるかと認められるか。</p> <p>イ.(略)</p> <p>ロ. 常務に従事する役員が、<u>金商法等</u>の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なとなるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。</p> <p>ハ. ~ ホ.(略)</p> <p>(略)</p>
<p><u>. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)</u></p> <p>- 3 諸手続(投資運用業)</p> <p>- 3 - 1 登録</p> <p>- 3 - 1 - 1 投資運用業</p> <p>(1) 体制審査の項目</p>	<p><u>. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)</u></p> <p>- 3 諸手続(投資運用業)</p> <p>- 3 - 1 登録</p> <p>- 3 - 1 - 1 投資運用業</p> <p>(1) 体制審査の項目</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>金商法第29条の4第1項第1号二に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるかと認められるか。</p> <p>イ.(略)</p> <p>ロ. 常務に従事する役員が、<u>金融商品取引法等</u>の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。</p> <p>ハ.・ニ.(略)</p> <p>ホ. <u>上記ハからニまでのほか</u>、行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。</p> <p>ヘ.(略)</p> <p>暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ.・ロ.(略)</p> <p>ハ. <u>金融商品取引法等</u>我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと。</p> <p>ニ.(略)</p>	<p>金商法第29条の4第1項第1号二に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるかと認められるか。</p> <p>イ.(略)</p> <p>ロ. 常務に従事する役員が、<u>金商法等</u>の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。</p> <p>ハ.・ニ.(略)</p> <p>ホ. <u>上記ハ及びニのほか</u>、行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。</p> <p>ヘ.(略)</p> <p>暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ.・ロ.(略)</p> <p>ハ. <u>金商法等</u>我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと。</p> <p>ニ.(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 3 - 2 商品及び届出等</p> <p>- 3 - 2 - 3 運用報告書</p> <p>(1) 投資一任業に係る運用報告書の記載内容 ~ (略) (新設)</p> <p>- 3 - 3 投資法人に係る事務処理上の留意点</p> <p>- 3 - 3 - 5 証明書の発行</p> <p>(1) 信託会社等に対する証明書の発行 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 信託会社等の租税特別措置法第 83 条の 3 第 2 項の規定に基づく登録 免許税軽減のための同法施行規則第 31 条の 7 第 2 項に規定する証明書 の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、当該信託会社等が租税特別措置法第 83 条の 3 第 2 項の規定の 適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後 1 年以内である ことに留意するものとする。 イ . ・ ロ . (略)</p>	<p>- 3 - 2 商品及び届出等</p> <p>- 3 - 2 - 3 運用報告書</p> <p>(1) 投資一任業に係る運用報告書の記載内容 ~ (略) 金商業等府令第 134 条第 1 項第 6 号に規定する記載すべき取引の内 容については、約定した全ての取引ごとに価額、数量等を記載する必 要は無く、当該取引の目的及び性質に照らし簡略化することも可能で あり、例えば、行われた運用財産相互間取引の類型 (金商業等府令第 129 条第 1 項各号に規定する要件等) を記載することでも足りるもの とする。</p> <p>- 3 - 3 投資法人に係る事務処理上の留意点</p> <p>- 3 - 3 - 5 証明書の発行</p> <p>(1) 信託会社等に対する証明書の発行 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 信託会社等の租税特別措置法第 83 条の 3 第 2 項の規定に基づく登録 免許税軽減のための同法施行規則第 31 条の 7 第 2 項に規定する証明書 の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、当該信託会社等が租税特別措置法第 83 条の 3 第 2 項の規定の 適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後 1 年以内である ことに留意するものとする。 イ . ・ ロ . (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>八．証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a．投資信託約款に資産運用の基本方針として、特定不動産（租税特別措置法第 83 条の 3 第 1 項に定める特定不動産をいう。以下同じ。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p> <p>b．c．(略)</p> <p>不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の地方税法施行令附則第 11 条第 14 項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第 3 条第 2 の 12 に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ．(略)</p> <p>ロ．平成14年4月1日以後に取得する不動産にかかる証明書の発行については、上記（1）ハaからcまでに加え、投資信託約款に資産運用の基本方針として、各年度において取得する不動産の価額の合計額の当該年度に取得する特定資産の価額の合計額に占める割合を投資信託約款に記載された特定不動産の割合の二分の一以上とする旨の記載があることについて確認のうえ、当該証明書を発行するものとする。</p>	<p>八．証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a．投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産（租税特別措置法第 83 条の 3 第 1 項に定める特定不動産をいう。以下同じ。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p> <p>b．c．(略)</p> <p>不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の地方税法附則第 11 条第 14 項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第 7 条第 12 項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ．(略)</p> <p>ロ．証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a．投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p> <p>b．資金の借入がなされている場合は、当該借入が金商法第 2 条第 3 項第 1 号の適格機関投資家のうち、総務省令で定めるものからのものであること。</p> <p>c．当該投資信託において運用されている特定資産が、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>　　) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。</p> <p>　　(提出を受けた運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件に該当</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(2) 投資法人に対する証明書の発行</p> <p>所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の租税特別措置法第83条の3第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の5第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の3第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>イ・ロ.(略)</p> <p>八. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a. 規約に資産運用の方針として、<u>特定不動産の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</u></p> <p>b. ~ d.(略)</p> <p>不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の地方税法施行令附則第11条第15項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の13に規定する</p>	<p><u>しているものとする。)</u></p> <p><u>) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</u></p> <p><u>(本項の要件に該当する場合においては、別紙様式 - 14 により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</u></p> <p>(2) 投資法人に対する証明書の発行</p> <p>所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の租税特別措置法第83条の3第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の7第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の3第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>イ・ロ.(略)</p> <p>八. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a. 規約に資産運用の方針として、<u>特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</u></p> <p>b. ~ d.(略)</p> <p>不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の地方税法附則第11条第15項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第7条第14項に規定する証明書の発</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ.(略)</p> <p>ロ.平成14年4月1日以後に取得する不動産にかかる証明書の発行については、(2)ハa、c、dに加え、規約に資産運用の方針として、各年度において取得する不動産の価額の合計額の当該年度に取得する特定資産の価額の合計額に占める割合を規約に記載された特定不動産の割合の二分の一以上とする旨の記載があることについて確認のうえ、当該証明書を発行するものとする。</p> <p><u>. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)</u></p> <p>- 1 業務の適切性(登録金融機関)</p>	<p>行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ.(略)</p> <p>ロ.証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a.規約に資産運用の方針として、特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p> <p>b.資金の借入がなされている場合は、当該借入が金商法第2条第3項第1号の適格機関投資家のうち、総務省令で定めるものからのものであること。</p> <p>c.当該投資法人が運用する特定資産が、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>)特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。</p> <p> (提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件に該当しているものとする。)</p> <p>)投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p> (本項の要件に該当する場合(初年度を含む。))においては、別紙様式 - 14 により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p> <p><u>. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)</u></p> <p>- 1 業務の適切性(登録金融機関)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>登録金融機関の業務の適切性については、<u> - 2 (- 2 - 3 - 4 (2) - 2 - 6 (1) 、 - 2 - 8 (3) 及び - 2 - 9 を除く。) 及び - 3 - 1 (- 3 - 1 - 2 (1) 及び - 3 - 1 - 4 を除く。) - 3 - 3、 - 2 及び - 2 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>なお、金融商品仲介業務については、<u> - 3 - 1 - 2 (4) イ及びロの理論価格、並びに ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</u></p> <p>- 1 - 1 個別業務の適切性</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 有価証券の私募の取扱い業務を行う登録金融機関にあつては、私募の取扱い業務の所管部局及びその遂行については、融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断、そのための組織面での手当等に十全を期することとなっているか。</p> <p>ただし、<u>金商法施行令附則第 12 条第 3 項に規定する有価証券の私募の取扱いとしてみなされる行為を行う場合については、この限りではない。</u></p> <p>(10) ・ (11) (略)</p> <p><u> . 監督上の評価項目と諸手続 (適格機関投資家等特例業務)</u></p>	<p>登録金融機関の業務の適切性については、<u> - 2 (- 2 - 3 - 4 (2) - 2 - 6 (1) 、 - 2 - 8 (3) 及び - 2 - 9 を除く。) 及び - 3 - 1 (- 3 - 1 - 2 (1) 及び - 3 - 1 - 4 を除く。) - 3 - 3 (- 3 - 3 - 1 (1) - 3 - 3 - 2 (3) から まで及び - 3 - 3 - 4 を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りではない。) - 2 及び - 2 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>なお、金融商品仲介業務については、<u> - 3 - 1 - 2 (4) イ及びロの理論価格、並びに ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</u></p> <p>- 1 - 1 個別業務の適切性</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 有価証券の私募の取扱い業務を行う登録金融機関にあつては、私募の取扱い業務の所管部局及びその遂行については、融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断、そのための組織面での手当等に十全を期することとなっているか。</p> <p>ただし、<u>金商法施行令附則第 15 条第 3 項に規定する有価証券の私募の取扱いとしてみなされる行為を行う場合については、この限りではない。</u></p> <p>(10) ・ (11) (略)</p> <p><u> . 監督上の評価項目と諸手続 (適格機関投資家等特例業務)</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 1 適格機関投資家等特例業務に係る業務の適切性</p> <p>- 1 - 5 適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点 適格機関投資家等特例業務を行う者が、資金拠出者の属性の変化や適格機関投資家の投資撤退、又は一般投資家の増加等の要因によりその要件を満たさなくなる場合には、投資者保護の観点から、以下の対応を行うものとする。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 上記(1)以外の場合 適格機関投資家以外の者が49人を超えることとなる場合には、金商法第63条の特例は適用されず、特例業務届出者は金融商品取引法の登録を受けずに投資運用業を行うことになることから、当該特例業務届出者に対しては、- 1 - 1 (7)の無登録業者に対する対応に準じた対応をとる必要がある。</p>	<p>- 1 適格機関投資家等特例業務に係る業務の適切性</p> <p>- 1 - 5 適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点 適格機関投資家等特例業務を行う者が、資金拠出者の属性の変化や適格機関投資家の投資撤退、又は一般投資家の増加等の要因によりその要件を満たさなくなる場合には、投資者保護の観点から、以下の対応を行うものとする。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 上記(1)以外の場合 適格機関投資家以外の者が49人を超えることとなる場合には、金商法第63条の特例は適用されず、特例業務届出者は金商法の登録を受けずに投資運用業を行うことになることから、当該特例業務届出者に対しては、- 1 - 1 (7)の無登録業者に対する対応に準じた対応をとる必要がある。</p>
<p><u>XI. 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者)</u></p> <p>XI - 2 諸手続(金融商品仲介業者)</p> <p>XI - 2 - 1 登録 金商法第66条の2の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、- 3 - 1 ((2)(9)を除く。)に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p>	<p><u>XI. 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者)</u></p> <p>XI - 2 諸手続(金融商品仲介業者)</p> <p>XI - 2 - 1 登録 金商法第66条の2の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、- 3 - 1 ((2)(9)を除く。)に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>XII - 3 諸手続（証券金融会社）</p> <p>XII - 3 - 1 免許の審査基準</p> <p>（１）人的構成</p> <p>金商法第 156 条の 25 第 1 項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。</p> <p>～（略）</p> <p>その行おうとする業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況として、以下の事項に照らし、当該業務を適正かつ効率的に遂行することができるかと認められるか。</p> <p>イ．常務に従事する役員が、<u>金融商品取引法等</u>の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。</p> <p>暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、証券金融会社としての社会的信用を損なうおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ．<u>口</u>．（略）</p> <p>ハ．<u>金融商品取引法等</u>我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</p> <p>ニ．（略）</p>	<p><u>る。</u></p> <p>XII - 3 諸手続（証券金融会社）</p> <p>XII - 3 - 1 免許の審査基準</p> <p>（１）人的構成</p> <p>金商法第 156 条の 25 第 1 項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。</p> <p>～（略）</p> <p>その行おうとする業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況として、以下の事項に照らし、当該業務を適正かつ効率的に遂行することができるかと認められるか。</p> <p>イ．常務に従事する役員が、<u>金商法等</u>の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。</p> <p>暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、証券金融会社としての社会的信用を損なうおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ．<u>口</u>．（略）</p> <p>ハ．<u>金商法等</u>我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</p> <p>ニ．（略）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧									新								
(別紙様式 - 11)					(日本工業規格 A 4)				(別紙様式 - 11)					(日本工業規格 A 4)			
年月 確認事務処理状況報告書									年月 確認事務処理状況報告書								
金融商品取引業者名(部署名)	受理年月日	確認申請書の内容					処理状況		金融商品取引業者名(部署名)	受理年月日	確認申請書の内容					処理状況	
		関係者名	役職	顧客名	事故の概要	利益提供者	処理年月日	処理の内容			関係者名	役職	顧客名	事故の概要	利益提供額	処理年月日	処理の内容

(記載要領)

- 1 「事故の概要」欄及び「利益提供額」欄については、確認申請書の中から該当事項を抜粋して記載する。
- 2 「処理の内容」欄については、「確認」と「確認拒否」とに区分して、それぞれ次のように記載する。
(1) 「確認」の場合は「金融商品取引業等に関する内閣府令」第118条の該当条項を記載する。

(記載要領)

- 1 「事故の概要」欄及び「利益提供額」欄については、確認申請書の中から該当事項を抜粋して記載する。
- 2 「処理の内容」欄については、「確認」と「確認拒否」とに区分して、それぞれ次のように記載する。
(1) 「確認」の場合は「金融商品取引業等に関する内閣府令」第118条の該当条項を記載する。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(2) 「確認拒否」の場合はその理由を記載する。</p> <p>3 「金融商品取引業等に関する内閣府令」第119条第3項の規定に基づく報告については記載を要しない。</p>	<p>(2) 「確認拒否」の場合はその理由を記載する。</p> <p>3 「金融商品取引業等に関する内閣府令」第119条第3項の規定に基づく報告については記載を要しない。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧					新				
(別紙様式 - 1) (日本工業規格 A 4) (障害分類表) 本様式の「障害原因」欄における「障害分類」には、下記表の分類記号(大分類 - 中分類 - 小分類 - 脅威の分類)を記載すること 報告時点において障害原因が不明である場合は、障害分類は空白であっても差し支えない					(別紙様式 - 1) (日本工業規格 A 4) (障害分類表) 本様式の「障害原因」欄における「障害分類」には、下記表の分類記号(大分類 - 中分類 - 小分類 - 脅威の分類)を記載すること 報告時点において障害原因が不明である場合は、障害分類は空白であっても差し支えない				
大分類	中分類	小分類	インシデントの例示	脅威の分類	大分類	中分類	小分類	インシデントの例示	脅威の分類
I	サービス停止、不能	1 電磁的手段を用いた不正侵入(アクセス)	1 サービス停止攻撃(DoS、DDoSなど)	サービス停止攻撃によってサービスが停止した場合	A	サービス停止、不能	1 電磁的手段を用いた不正侵入(アクセス)	1 サービス停止攻撃(DoS、DDoSなど)	サービス停止攻撃によってサービスが停止した場合
			2 システムへの侵入	外部からシステムに不正に侵入されたことによりサービスが停止した場合				2 システムへの侵入	外部からシステムに不正に侵入されたことによりサービスが停止した場合
			3 コンピュータウィルス、ワーム、bot	コンピュータウィルスの活動により、サービスが停止した場合				3 コンピュータウィルス、ワーム、bot	コンピュータウィルスの活動により、サービスが停止した場合
			4 不正なオペレーション(内部不正)	内部利用者による異常(不正)なアクセスにより、サービスが停止した場合				4 不正なオペレーション(内部不正)	内部利用者による異常(不正)なアクセスにより、サービスが停止した場合
			5 その他	その他のサイバー系不正アクセスによりサービスが停止した場合				5 その他	その他のサイバー系不正アクセスによりサービスが停止した場合
	2 物理的手段を用いた不正侵入	6 情報システムの物理的破壊	情報システム機器などが物理的に破壊されたことによりサービスが停止した場合	2 物理的手段を用いた不正侵入		6 情報システムの物理的破壊	情報システム機器などが物理的に破壊されたことによりサービスが停止した場合		
			7 その他				その他の物理的不正アクセスにより、サービスが停止した場合	7 その他	その他の物理的不正アクセスにより、サービスが停止した場合

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧						新							
		3	情報システムの停止	8	ハードウェア故障	ハードウェアが故障したことによりサービスが停止した場合	B	3	情報システムの停止	8	ハードウェア故障	ハードウェアが故障したことによりサービスが停止した場合	B
				9	ソフトウェアの不具合	コンピュータプログラムの不具合(バグ)によってサービスが停止した場合				9	ソフトウェアの不具合	コンピュータプログラムの不具合(バグ)によってサービスが停止した場合	
				10	ソフトウェアの異常終了	コンピュータプログラムが異常終了したことによりサービスが停止した場合				10	ソフトウェアの異常終了	コンピュータプログラムが異常終了したことによりサービスが停止した場合	
				11	その他	その他の原因で情報システムが停止し、サービスが停止した場合				11	その他	その他の原因で情報システムが停止し、サービスが停止した場合	
		4	通信障害	12	ハードウェア故障・不具合(通信機器)	自社の通信機器のハードウェア故障・不具合により、サービスが停止した場合	12	ハードウェア故障・不具合(通信機器)	自社の通信機器のハードウェア故障・不具合により、サービスが停止した場合				
						13			回線断	自社の通信回線が切れたことにより、サービスが停止した場合	13	回線断	自社の通信回線が切れたことにより、サービスが停止した場合
						14			その他	その他の原因で発生した自社の通信障害により、サービスが停止した場合	14	その他	その他の原因で発生した自社の通信障害により、サービスが停止した場合
		5	人的問題による停止	15	オペレーションミス	システムの操作ミスにより、サービスが停止した場合	15	オペレーションミス	システムの操作ミスにより、サービスが停止した場合				
						16			設定ミス	システムの環境定義情報等の設定ミスにより、サービスが停止した場合	16	設定ミス	システムの環境定義情報等の設定ミスにより、サービスが停止した場合
						17			その他	その他の人的問題に	17	その他	その他の人的問題に

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧						新									
					よる原因でサービスが停止した場合						よる原因でサービスが停止した場合				
		6	災害	18	災害	災害により、サービスが停止した場合	C			6	災害	18	災害	災害により、サービスが停止した場合	C
		7	他インフラの障害による影響	19	他インフラの障害による影響	他分野、他事業者の障害により、サービスが停止した場合	B			7	他インフラの障害による影響	19	他インフラの障害による影響	他分野、他事業者の障害により、サービスが停止した場合	B
		8	その他	20	その他	I の上記以外の原因で、サービスが停止した場合	D			8	その他	20	その他	I の上記以外の原因で、サービスが停止した場合	D
II	パフォーマンス低下	1	電磁的手段を用いた不正侵入(アクセス)	1	サービス停止攻撃(DoS、DDoSなど)	サービス停止攻撃によってパフォーマンスが低下した場合	A			1	電磁的手段を用いた不正侵入(アクセス)	1	サービス停止攻撃(DoS、DDoSなど)	サービス停止攻撃によってパフォーマンスが低下した場合	A
				2	システムへの侵入	外部からシステムに不正に侵入されたことによりパフォーマンスが低下した場合						2	システムへの侵入	外部からシステムに不正に侵入されたことによりパフォーマンスが低下した場合	
				3	コンピュータウィルス、ワーム、bot	コンピュータウィルスの活動により、サービスのパフォーマンスが低下した場合						3	コンピュータウィルス、ワーム、bot	コンピュータウィルスの活動により、サービスのパフォーマンスが低下した場合	
				4	不正なオペレーション(内部不正)	内部利用者の不正なオペレーションによりパフォーマンスが低下した場合						4	不正なオペレーション(内部不正)	内部利用者の不正なオペレーションによりパフォーマンスが低下した場合	
				5	その他	その他のサイバー系不正アクセスによりパフォーマンス低下が発生した場合						5	その他	その他のサイバー系不正アクセスによりパフォーマンス低下が発生した場合	
		2	物理的手段を用いた不正侵入	6	情報システムの物理的破壊行為	情報システム機器などが物理的に破壊されたことによりパフォーマンスが低下した場合				2	物理的手段を用いた不正侵入	6	情報システムの物理的破壊行為	情報システム機器などが物理的に破壊されたことによりパフォーマンスが低下した場合	
				7	その他	その他の物理的不正アクセスにより、パ						7	その他	その他の物理的不正アクセスにより、パ	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧					新							
		3	情報システムの停止	8	ハードウェア故障	パフォーマンス低下が発生した場合	3	情報システムの停止	8	ハードウェア故障	パフォーマンス低下が発生した場合	B
				9	ソフトウェアの不具合	コンピュータプログラムの不具合(バグ)によってパフォーマンスが低下した場合			9	ソフトウェアの不具合	コンピュータプログラムの不具合(バグ)によってパフォーマンスが低下した場合	
				10	ソフトウェアの異常終了	コンピュータプログラムが異常終了したことによりパフォーマンスが低下した場合			10	ソフトウェアの異常終了	コンピュータプログラムが異常終了したことによりパフォーマンスが低下した場合	
				11	その他	その他の原因で情報システムが停止し、パフォーマンスが低下した場合			11	その他	その他の原因で情報システムが停止し、パフォーマンスが低下した場合	
		4	通信障害	12	ハードウェア故障・不具合(通信機器)	自社の通信機器のハードウェア故障・不具合によりパフォーマンスが低下した場合	4	通信障害	12	ハードウェア故障・不具合(通信機器)	自社の通信機器のハードウェア故障・不具合によりパフォーマンスが低下した場合	
				13	回線断	自社の通信回線が切れたことにより、パフォーマンスが低下した場合			13	回線断	自社の通信回線が切れたことにより、パフォーマンスが低下した場合	
				14	その他	その他の原因で発生した自社における通信障害により、パフォーマンスが低下した場合			14	その他	その他の原因で発生した自社における通信障害により、パフォーマンスが低下した場合	
		5	人的問題による停止	15	オペレーションミス	システムの操作ミスにより、パフォーマンスが低下した場合	5	人的問題による停止	15	オペレーションミス	システムの操作ミスにより、パフォーマンスが低下した場合	
				16	設定ミス	システムの環境定義			16	設定ミス	システムの環境定義	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧					新								
				情報等の設定ミスにより、パフォーマンスが低下した場合				情報等の設定ミスにより、パフォーマンスが低下した場合					
		17	その他	その他の人的問題による原因でパフォーマンスが低下した場合			17	その他	その他の人的問題による原因でパフォーマンスが低下した場合				
		6	災害	18 災害	災害が原因でパフォーマンスが低下した場合	C		6 災害	18 災害	災害が原因でパフォーマンスが低下した場合	C		
		7	他インフラの障害による影響	19 他インフラの障害による影響	他分野、他事業者の障害により、パフォーマンスが低下した場合	B		7 他インフラの障害による影響	19 他インフラの障害による影響	他分野、他事業者の障害により、パフォーマンスが低下した場合	B		
		8	その他	20 その他	Ⅱの上記以外の理由でパフォーマンスが低下した場合	D		8 その他	20 その他	Ⅱの上記以外の理由でパフォーマンスが低下した場合	D		
Ⅲ	不正アクセス(情報漏えい・改ざん・削除等)	1	電磁的手段を用いた不正侵入(アクセス)	1 スキャン活動	システムに対してスキャン(探索)行為が行われていた場合	A	Ⅲ	不正アクセス(情報漏えい・改ざん・削除等)	1	電磁的手段を用いた不正侵入(アクセス)	1 スキャン活動	システムに対してスキャン(探索)行為が行われていた場合	A
				2 不正なオペレーション	内部利用者による異常(不正)なアクセスがあった場合				2 不正なオペレーション	内部利用者による異常(不正)なアクセスがあった場合			
				3 システムへの侵入	外部からシステムに対して不正アクセスを受けた場合				3 システムへの侵入	外部からシステムに対して不正アクセスを受けた場合			
				4 データ(情報)の改ざん、削除	ホームページの改ざん等、システム等のデータが改ざんされた場合				4 データ(情報)の改ざん、削除	ホームページの改ざん等、システム等のデータが改ざんされた場合			
				5 コンピュータウイルス、ワーム、bot	コンピュータウイルス等の感染活動等が検知された場合				5 コンピュータウイルス、ワーム、bot	コンピュータウイルス等の感染活動等が検知された場合			
				6 トロイの木馬・バックドア	システム内部にトロイの木馬、バックドアが仕掛けられていた				6 トロイの木馬・バックドア	システム内部にトロイの木馬、バックドアが仕掛けられていた			

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧				新					
			場合				場合		
		7	その他	その他のサイバー系不正アクセスが行われていた場合		7	その他	その他のサイバー系不正アクセスが行われていた場合	
2	物理的手段を用いた不正侵入	8	建物内への不正な侵入	外部からの不正侵入や利用者制限した区画等への内部利用者からの侵入があった場合	2	物理的手段を用いた不正侵入	8	建物内への不正な侵入	外部からの不正侵入や利用者制限した区画等への内部利用者からの侵入があった場合
		9	ソーシャルエンジニアリング	侵入等目的でソーシャルエンジニアリング活動が行われていた場合			9	ソーシャルエンジニアリング	侵入等目的でソーシャルエンジニアリング活動が行われていた場合
		10	盗難、破壊	システムに関するシステム構成や設定情報などが盗まれた場合			10	盗難、破壊	システムに関するシステム構成や設定情報などが盗まれた場合
		11	その他	その他の物理的不正アクセスが行われていた場合			11	その他	その他の物理的不正アクセスが行われていた場合
3	情報漏えい	12	情報漏えい	内部利用者もしくは外部からの不正アクセスにより情報が漏えい(持ち出し)した場合	3	情報漏えい	12	情報漏えい	内部利用者もしくは外部からの不正アクセスにより情報が漏えい(持ち出し)した場合
		13	コンピュータウィルス、ワーム、bot	コンピュータウィルス等の感染により、情報が流出・漏えいした場合			13	コンピュータウィルス、ワーム、bot	コンピュータウィルス等の感染により、情報が流出・漏えいした場合
		14	盗聴	通信等が盗聴され、情報が流出する場合			14	盗聴	通信等が盗聴され、情報が流出する場合
		15	その他	その他の原因により情報漏えいが発生した場合			15	その他	その他の原因により情報漏えいが発生した場合
4	攻撃の踏み台等	16	攻撃の踏み台	システム内のコンピュータが何らかの攻	4	攻撃の踏み台等	16	攻撃の踏み台	システム内のコンピュータが何らかの攻

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧						新							
					撃の踏み台にされた場合						撃の踏み台にされた場合		
				17	メールの不正中継	スパムメールの中継等不正な電子メールの中継をしてしまった場合				17	メールの不正中継	スパムメールの中継等不正な電子メールの中継をしてしまった場合	
				18	機器等の不正使用	踏み台、不正中継以外でシステム内のサーバ機器に侵入され、不正に利用されたことが発覚した場合				18	機器等の不正使用	踏み台、不正中継以外でシステム内のサーバ機器に侵入され、不正に利用されたことが発覚した場合	
				19	その他	その他の手法等により、攻撃の踏み台が構築されていた場合				19	その他	その他の手法等により、攻撃の踏み台が構築されていた場合	
		5	その他	20	その他	Ⅲの上記以外で内外部からの不正アクセスがあった場合	D			5	その他	Ⅲの上記以外で内外部からの不正アクセスがあった場合	D
IV	その他	1	その他	1	その他	I、II、III以外の原因で情報システムに異常が発生した場合		IV	その他	1	その他	I、II、III以外の原因で情報システムに異常が発生した場合	

脅威の分類	
A	サイバー攻撃・意図的要因
B	非意図的要因
C	災害
D	その他

脅威の分類	
A	サイバー攻撃・意図的要因
B	非意図的要因
C	災害
D	その他

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(別紙様式 - 4) (日本工業規格 A 4)</p> <p>金融商品取引業者営業保証金取戻し公告</p> <p>金融商品取引業者営業保証金規則(平成 19 年法務省・内閣府令第 号)第 14 条第 2 項の規定により次のように公示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 供託者の商号又は名称 2. 住所 3. 代表者の氏名 4. 取戻しをしようとする営業保証金の額 , , 円 5. 上記の者(登録番号〇〇財務(支)局長第〇〇号)の営業保証金につき金融商品取引法第 31 条の 2 第 6 項の権利を有する者は、平成〇年〇月〇日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第 5 号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて〇〇財務(支)局〇〇部〇〇課に提出されたい。 6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。 〇年〇月〇日 〇〇財務(支)局長 〇〇 〇〇 <p>〔記載上の注意〕</p> <p>1～3の事項について、届出等の提出が未済により、縦覧事項と現時点での事実が相違するものについては、縦覧されている事項以降の事実について全て記載する。</p> <p>住所については、登録簿第 7 面上に記載されている本店等の所在地を記載する。</p> <p>文字は 14 ポイント、数字は原則半角文字とする。</p>	<p>(別紙様式 - 4) (日本工業規格 A 4)</p> <p>金融商品取引業者営業保証金取戻し公告</p> <p>金融商品取引業者営業保証金規則(平成 19 年内閣府・法務省令第 3 号)第 14 条第 2 項の規定により次のように公示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 供託者の商号又は名称 2. 住所 3. 代表者の氏名 4. 取戻しをしようとする営業保証金の額 , , 円 5. 上記の者(登録番号〇〇財務(支)局長第〇〇号)の営業保証金につき金融商品取引法第 31 条の 2 第 6 項の権利を有する者は、平成〇年〇月〇日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第 5 号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて〇〇財務(支)局〇〇部〇〇課に提出されたい。 6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。 〇年〇月〇日 〇〇財務(支)局長 〇〇 〇〇 <p>〔記載上の注意〕</p> <p>1～3の事項について、届出等の提出が未済により、縦覧事項と現時点での事実が相違するものについては、縦覧されている事項以降の事実について全て記載する。</p> <p>住所については、登録簿第 7 面上に記載されている本店等の所在地を記載する。</p> <p>文字は 14 ポイント、数字は原則半角文字とする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>は一字あけ、 部の不要文字は削る。 一行の文字数は 22 文字とする。</p>	<p>は一字あけ、 部の不要文字は削る。 一行の文字数は 22 文字とする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(別紙様式 - 13) (投資信託) (国税) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 商 号 (会社名) 取締役 (氏 名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第 83 条の 3 第 2 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第 31 条の 7 第 2 項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款 (写)</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書 (写) 等 (当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書 (直近期) ：租税特別措置法第 83 条の 3 第 2 項第 2 号口に該当する場合は、直近期の運用報告書 (直近の証明書) 及びその他の資産の価格の状況 (別紙様式 - 14 により作成のうえ添付すること。) <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1 . 申請者の別紙記載の不動産の取得は、租税特別措置法 (以下「法」とい</p>	<p>(別紙様式 - 13) (投資信託) (国税) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 商 号 (会社名) 取締役 (氏 名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第 83 条の 3 第 2 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第 31 条の 7 第 2 項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款 (写)</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書 (写) 等 (当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書 (直近期) ：租税特別措置法第 83 条の 3 第 2 項第 2 号口に該当する場合は、直近期の運用報告書 (直近の証明書) 及びその他の資産の価格の状況 (別紙様式 - 14 により作成のうえ添付すること。) <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1 . 申請者の別紙記載の不動産の取得は、租税特別措置法 (以下「法」とい</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>う。)第83条の3第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>なお、当該投資信託は同項第1号ロに規定する<u>投資信託及び投資法人に関する法律第3条第1項の委託者指図型投資信託(投資運用業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている旨の国土交通大臣の証明書が必要となる場合)である(ではない)。</u></p> <p>2.当該不動産の取得は法第83条の3第2項に規定する投資信託約款に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p> 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3.申請者の上記2.にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の3第2項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 印</p>	<p>う。)第83条の3第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>なお、当該投資信託は、同項第1号ロに規定する<u>投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託であり、当該投資信託に係る同条第11項に規定する投資信託委託業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている。</u></p> <p>2.当該不動産の取得は、<u>法第83条の3第2項に規定する投資信託約款に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</u></p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p> 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3.申請者の上記2.にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の3第2項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 印</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(別紙様式 - 15) (投資信託) (地方税) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 商 号 (会社名) 取締役 (氏 名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第 11 条第 14 項の規定の適用を受けたいので、<u>地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 12</u>に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書（直近期） ：地方税法施行令附則第 7 条第 13 項第 4 号口に該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価格の状況（別紙様式 - 14 により作成のうえ添付すること。） <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1 . 申請者の別紙記載の不動産の取得は、<u>地方税法施行令附則</u>（以下「令附</p>	<p>(別紙様式 - 15) (投資信託) (地方税) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 商 号 (会社名) 取締役 (氏 名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第 11 条第 14 項の規定の適用を受けたいので、<u>地方税法施行令附則第 7 条第 12 項</u>に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書（直近期） ：<u>地方税法施行令附則第 7 条第 12 項第 4 号口</u>に該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価格の状況（別紙様式 - 14 により作成のうえ添付すること。） <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1 . 申請者の別紙記載の不動産の取得は、<u>地方税法施行令附則</u>（以下「令附</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>則」という。)第7条第13項第1号及び第3号に規定する要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>なお、当該投資信託は同項第3号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律第3条第1項の委託者指図型投資信託(投資運用業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている旨の国土交通大臣の証明書が必要となる場合)である(ではない)。</p> <p>2.当該不動産の取得について、令附則第7条第13項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p>当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 印</p>	<p>則」という。)第7条第12項第1号及び第3号に掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>なお、当該投資信託は、同項第2号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託であり、当該投資信託に係る同条第11項に規定する投資信託委託業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている。</p> <p>2.当該不動産の取得について、令附則第7条第12項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p>当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 印</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(別紙様式 - 16) (投資法人) (国税) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 商 号 (投資法人名) 執行役員 (氏 名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第 83 条の 3 第 3 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第 31 条の 7 第 3 項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約(写)</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書(直近期) ：租税特別措置法第 83 条の 3 第 3 項第 2 号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 - 14 により作成のうえ添付すること。) <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第 83 条の 3 第 3 項第 1 号イ、ロ及びニに掲げ要件を満たす投資法人である。</p>	<p>(別紙様式 - 16) (投資法人) (国税) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 商 号 (投資法人名) 執行役員 (氏 名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第 83 条の 3 第 3 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第 31 条の 7 第 3 項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約(写)</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：<u>資産</u>運用報告書(直近期) ：租税特別措置法第 83 条の 3 第 3 項第 2 号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 - 14 により作成のうえ添付すること。) <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第 83 条の 3 第 3 項第 1 号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たす投資法人である。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、法第 83 条の 3 第 3 項に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第 2 号に規定する特定不動産の割合は以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100 分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100 分の</p> <p>当該不動産取得前の割合 100 分の</p> <p>3. 申請者の上記 2. にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第 83 条の 3 第 3 項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 印</p>	<p>2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、法第 83 条の 3 第 3 項に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第 2 号に規定する特定不動産の割合は以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100 分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100 分の</p> <p>当該不動産取得前の割合 100 分の</p> <p>3. 申請者の上記 2. にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第 83 条の 3 第 3 項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 印</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(別紙様式 - 17) (投資法人) (地方税) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 商 号 (投資法人名) 執行役員 (氏 名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第 11 条第 15 項の規定の適用を受けたいので、<u>地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 13</u>に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款(写)</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書(直近期) ：地方税法施行令附則第 7 条第 14 項第 4 号口に該当する場合は、直近期の資産運用報告(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 - 14 により作成のうえ添付すること。) <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1 . 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第 7 条第 14 項第 1 号及び第 3 号に規定する要件を満たす投</p>	<p>(別紙様式 - 17) (投資法人) (地方税) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 商 号 (投資法人名) 執行役員 (氏 名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第 11 条第 15 項の規定の適用を受けたいので、<u>地方税法施行令附則第 7 条第 14 項</u>に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約(写)</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：<u>資産運用報告書</u>(直近期) ：地方税法施行令附則第 7 条第 14 項第 4 号口に該当する場合は、直近期の資産運用報告(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 - 14 により作成のうえ添付すること。) <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1 . <u>本件については、申請者が</u>地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第 7 条第 14 項第 1 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす<u>ものを取得したこと</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第14項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p> 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 印</p>	<p>によるものである。</p> <p>2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第14項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p> 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 印</p>